

資料 1

網走市新庁舎建設基本構想

『構想編（たたき台案）』

# 目次

はじめに	1
第1章 現庁舎の課題について	
1-1 現庁舎の耐震性の状況	3
1-2 現庁舎の老朽化の状況と設備	4
1-3 現庁舎の維持管理と保安	5
1-4 現庁舎の課題解決に向けて	6
第2章 新庁舎の位置づけと役割について	
2-1 位置づけ	8
2-2 役割	10
第3章 新庁舎の基本理念、基本方針について	
3-1 基本理念	11
3-2 基本方針	12
第4章 新庁舎の建設場所について	
4-1 検討状況	
4-2 検討結果	

## はじめに

### 1 網走市新庁舎建設基本構想の位置付け

現本庁舎は、建築から54年が経過し、「耐震性の不足」「施設・設備の老朽化」「省エネ・バリアフリー等への対応不足」などの問題を抱えています。

また、隣接する西庁舎も建築から61年が経過しており、本庁舎と同様に早急な対応が求められています。

『網走市新庁舎建設基本構想』は、現本庁舎と西庁舎の抱えるこれらの課題を解決するため、新庁舎建設基本構想策定検討委員会や地域説明会、まちづくりふれあい懇談会、市民アンケートなどの意見・提案を踏まえ、基本理念や方針、建設位置などを定める「構想編」と、これをより具体化し、新庁舎に備える機能や規模など、今後の設計や施工に向けて基本的な整備方針を整理する「計画編」を併せて策定するものです。

#### 【検討委員会での検討・審議事項】

- ◎現本庁舎と西庁舎の現状把握、問題点の整理
- ◎新庁舎の位置付けと役割
- ◎新庁舎の基本理念、基本方針
- ◎新庁舎の建設場所

構想編部分

- 
- ◎新庁舎の規模
  - ◎建設計画（配置、構造、設備など）
  - ◎建設費用・財源
  - ◎事業計画（事業手法、スケジュールなど）

計画編部分

### 2 新庁舎建設基本構想策定検討委員会の設置

新庁舎の建設に向けて、学識経験者や市内各団体代表者、市民公募を含めた25名の委員で構成する「新庁舎建設基本構想策定検討委員会」を設置し、本検討委員会での検討・審議を踏まえ『網走市新庁舎建設基本構想』を策定いたしました。

＜参考：耐震化対策などに係る検討経緯など＞

平成23年3月	東日本大震災発生
平成25年11月	耐震改修促進法改正
	(大規模施設の耐震診断及び結果報告の義務化)
平成27年度	市役所本庁舎耐震診断の実施
	(耐震基準値を満たしていないことが判明)
平成28年4月	熊本地震発生
平成28年度	市役所西庁舎耐震診断の実施
	(耐震基準値を満たしていないことが判明)
平成29年 市町村役場機能緊急保全事業の創設	
平成29年度	耐震改修等に係る概算費用の算出
平成30年4月	公共施設耐震化等対策室を設置
	(市庁舎の建替を最優先とすることを決定)
	(建設地は金市館ビル跡地周辺敷地を適地と判断)
平成31年4月	庁舎整備推進室を設置
令和元年6月	網走市新庁舎建設基本構想策定検討委員会設置

# 第1章 現庁舎の課題について

## 1-1 現庁舎の耐震性の状況

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、新耐震基準導入以前に建設された大規模施設の耐震診断及び結果報告の義務化に伴い、平成27年度に義務対象となる市役所本庁舎、平成28年度には市役所西庁舎の耐震診断を実施しました。

その結果、構造耐震指標（Is 値）は0.3を下回り、両施設ともに耐震基準を満たしていないことが判明しました。

この結果により、震度6～7クラス程度の大規模地震が発生すると「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」状況にあり、早急な対応が必要となりました。

表 1-1-1 市庁舎の現況と耐震判定結果

施設名	建設年月	経過年数 (令和元年7月現在)	残耐用年数 (令和元年7月現在)	構造	階数	耐震判定結果(Is 値)
本庁舎	昭和39年 9月	54年	6年	RC造	地上3階 地下1階	0.078~0.776
西庁舎	昭和33年 3月	61年	1年超過	RC造	地上3階	0.284~0.628

※耐用年数を60年として算出

表 1-1-2 構造耐震指標（Is 値）について

Is 値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
Is 値が0.3以上0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
Is 値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※震度6～7程度の規模の地震に対するIs 値の評価

※構造耐震指標「Is 値」とは、耐震診断の結果、建物の強度、形状、経年劣化の要因等から評価される建物の耐震性能を表す指標です。



市役所本庁舎



市役所西庁舎

## 1-2 現庁舎の老朽化の状況と設備

現庁舎は、全体的に経年劣化が著しく老朽化が進んでおり、暖房設備、電気設備など更新時期が過ぎているものが多数あり、維持経費面において非効率的な状況が発生しています。

また、窓の老朽化などによる変形・破損が発生し、雨・雪が庁舎内に侵入し、雨漏りや天井が剥がれるなどの状況が多数発生しており、執務環境が悪化しています。

さらに壁などのひび割れや、本庁舎窓側の床に立つと、傾斜を感じる場所があるなど老朽化の状況がわかります。



旧式の暖房設備



設備配管劣化状況



内壁ひび割れ



割れている窓



窓廻りの老朽化と  
窓下のひび割れ



天井漏水跡

### <本庁舎の施設機能>

- ・エレベーター有り、多目的トイレ有り、車いす対応駐車場有り、駐車台数 60 台

### <西庁舎の施設機能>

- ・エレベーター無し、多目的トイレ無し、車いす対応駐車場無し、駐車台数 7 台

### 1-3 現庁舎の維持管理と保安

地球温暖化対策の観点から、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーの活用等、二酸化炭素の排出削減を推進することが求められますが、特に現庁舎は窓枠の老朽化などにより、断熱及び気密性が低く、加えて各種設備の老朽化も進んでいるため、消費エネルギーは大変非効率な状況となっています。

直近3ヵ年（平成28年度～平成30年度）の光熱費の平均は、本庁舎が約930万円、西庁舎が約410万円となっています。

さらに、老朽化に伴う施設の修繕費用も定期的に発生しており、大規模な改修工事が必要な場合には、多額の改修費用を要することになります。

また、情報通信技術の進展に伴い、効率的で災害に強い電子自治体の実現が求められていますが、現庁舎ではIT機器に必要なスペースの確保が困難で、個人情報や行政情報を取り扱う一部の部署では、電子データの保管場所や集中管理のサーバーが低層階にあるなど、情報セキュリティへの対応が不足しています。

同様に低層階には、電気室や機械室、書庫などの重要諸室があり、大規模な水害の場合には、庁舎機能の維持に関わる重大な被害を受ける危険性があります。

## 1-4 現庁舎の課題解決に向けて

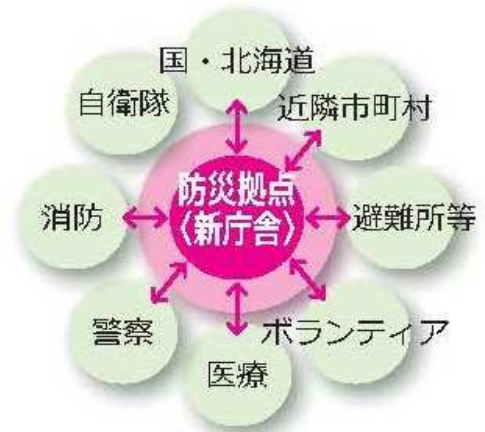
### (1) 防災拠点機能の確保

市庁舎は、災害時における指揮系統機能と市民サービスなど多様な行政機能の最重要拠点として、市民の生活および安全に直結する必要不可欠な機能を有しています。また、防災拠点として地震・津波・台風・大雪など、あらゆる災害時には、災害対策本部機能が十分に発揮できる庁舎でなければなりません。

非常用電源や情報管理サーバーなど重要な設備は、万一の大規模水害などに備え高層階に配置し、あらゆる災害時においても、ライフラインを確保し、市庁舎機能を維持継続できることが重要です。

残耐用年数がわずかな本庁舎と、既に超過している西庁舎の現状の課題を解決し、防災拠点として、災害発生時に備えた耐震性能などを有する安全・安心な新庁舎を早急に建設する必要があります。

図 1-4-1 防災拠点イメージ



### (2) 市民に対する行政サービスの向上

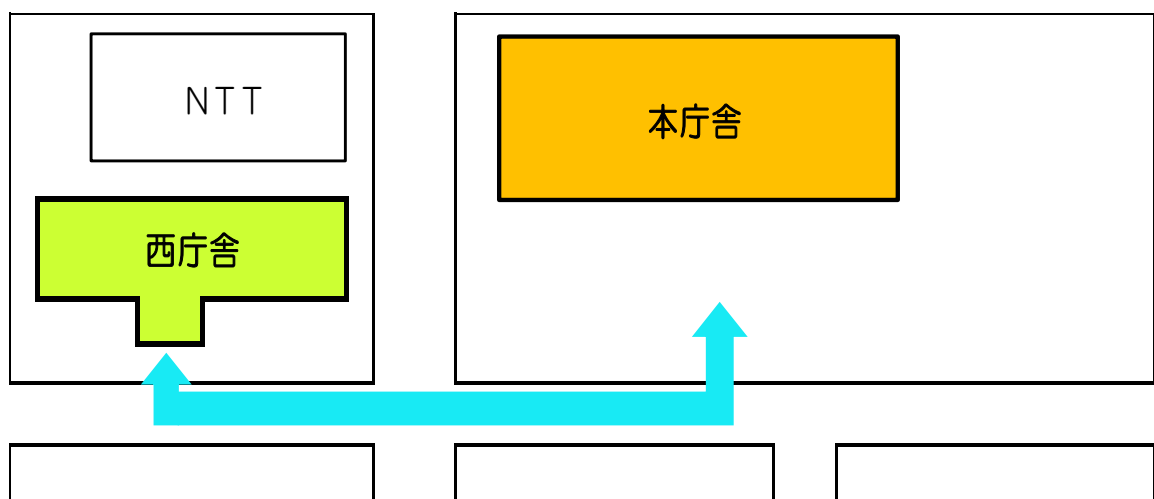
分散化した窓口機能を新庁舎に集約し、市民の利便性向上を図る必要があります。

また、プライバシーを守る相談ブースや多目的に活用できる会議室などを設置し、市民へ寄り添うサービスを向上させなければなりません。

さらに、確実な情報セキュリティの下でIT等の有効活用により、効率的な窓口対応など市民サービスの向上が求められます。

市民の利便性やニーズに配慮した、容易に行政情報を入手できる情報発信基地として開かれた庁舎である必要があります。

図 1-4-2 窓口業務の分散化





### (3) ユニバーサルデザインへの対応

障がい者や高齢者などの利用に配慮した多目的トイレの配置をはじめ、車いすに対応したエレベーターやゆるやかなスロープなどの整備が必要です。

また、市民をはじめ外国人なども来庁されることから、国籍・性別・年齢を問わず、簡単に識別でき、機能性の良さと親しみやすさを両立させた視認性が高く、案内性に優れたサイン表示などに取組む必要があります。

高齢者や小さな子供に配慮した階段や、手摺の整備等、幅広い年齢層に対応したやさしい庁舎が必要です。

### (4) 職員の事務効率の改善

現在の本庁舎および西庁舎の行政機能を集約することで、事務決裁や情報共有など時間的な短縮により、職員の事務効率や各部課間のコミュニケーションを向上させることが必要です。

また、執務スペースは、間仕切り壁のないオープンスペースなど、コンパクトかつ効率的な職場配置や、将来の行政需要に対応できる柔軟な構造や執務面積の縮減を検討する必要があります。

さらに、IT等の有効活用によるデジタル化とネットワーク化により、情報管理・共有・活用が大きく進展していることから、知的生産性を高めることが必要です。

## 2章 新庁舎の位置づけと役割について

### 2-1 位置づけ

基本構想の策定にあたっては、地方自治法に基づくとともに、次の関連計画による方向性や施策との整合を図ります。

地方自治法第4条第2項 庁舎の位置について

『住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない』と規定されている。

#### (1) 第6期網走市総合計画（2018年度～2027年度）

第6期網走市総合計画は、市政運営の最上位計画として、これからの網走市をどのようなまちにしていくかという目標や、その目標実現に向けた方策を示したまちづくりの指針となるものです。

新庁舎の整備にあたっては、第6期網走市総合計画に掲げる将来像の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる基本構想とします。

図 2-1-1 網走市総合計画の理念

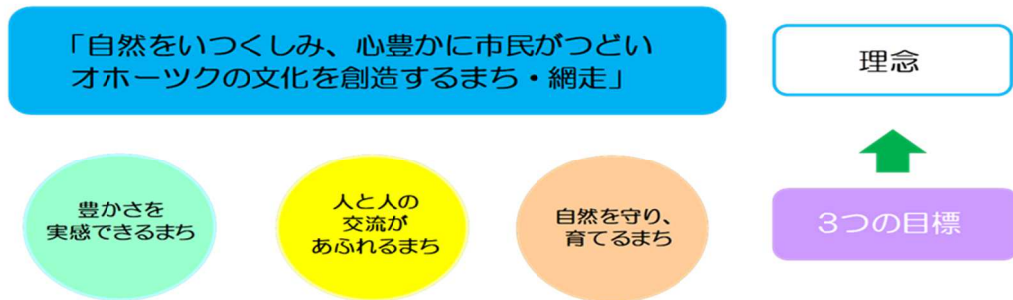


#### (2) 網走市都市計画マスタープラン（2017年8月改訂）

網走市都市計画マスタープランは、分野別のまちづくりに関する計画の一つである「土地利用・都市空間や基盤整備」に関するものとして位置づけられています。

新庁舎の整備にあたっては、網走市都市計画マスタープランに掲げる理念や目標に沿った、土地利用上の方針、道路整備上の方針、公園整備上の方針、高齢者・若年者・子育て世帯など誰もが住み続けられる方針、拠点とネットワークの方針の実現に向けた基本構想とします。

図 2-1-2 都市計画マスタープランの理念

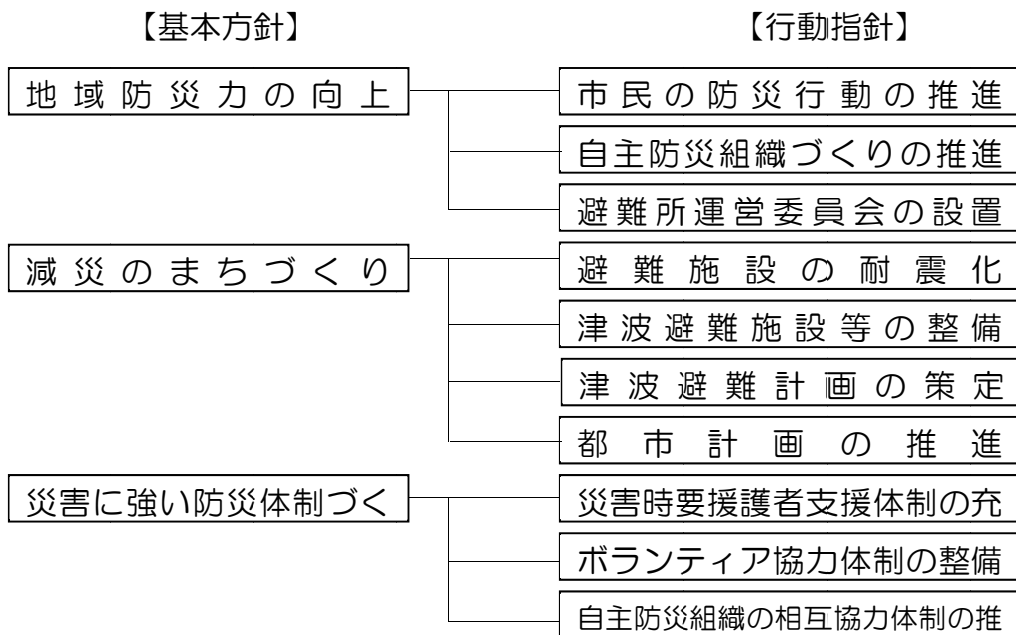


(3) 網走市地域防災計画（2012年10月改訂）

網走市地域防災計画は、災害予防や応急・復旧対策を実施するにあたって、市をはじめ防災関係機関が、その機能のすべてをあげて、市民の生命と財産を保護するために定められています。

新庁舎の整備にあたっては、防災拠点として位置づけられた市庁舎で円滑な活動ができるよう必要な機能を備えた基本構想とします。

図 2-1-3 網走市地域防災計画の基本方針及び行動指針



(4) 網走市公共施設等総合管理計画(2015年度～2044年度)

網走市公共施設等総合管理計画は、市の公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の最適配置、維持管理に関する基本方針が定められています。

新庁舎の整備にあたっては、公共施設の管理に関する基本的な考え方に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供と安全で安心なまちづくりの実現をめざす基本構想とします。

## 2-2 新庁舎の役割

地方自治法に基づくとともに、第6期網走市総合計画など各上位計画における位置づけを踏まえ、新庁舎が果たすべき役割を以下のとおり整理します。

### (1) 市民サービスの向上

行政サービスの集約化、IT等の有効活用により、行政部門の事務効率を向上させ、市民サービスの向上へつなげる役割が望まれます。

市民のプライバシーを守りながら、市民に寄り添うサービスを提供できるような窓口相談空間の設置が必要です。

特に市民の利用頻度が高く、市民サービスに直結する窓口、相談、情報提供などの機能は、低階層部分に配置するなど利便性の向上を図る必要があります。

議会関連諸室は、各室の関連性や議員の動線に配慮し、できる限り同一階層に集約し、適正な面積とすることが必要です。

### (2) 安全・安心への対応

万一の災害や危機事象発生時には、市民の安全を確保するため、迅速な災害対応や復旧作業が可能となるように、災害対策本部の設置、情報発信、一時避難施設となる防災拠点としての役割が必要です。

### (3) 社会・環境への配慮

国籍や性別、年齢や障がいの有無などにかかわらず、あらゆる人にとっても使いやすく、分かりやすい、ユニバーサルデザインを基本とした市庁舎が必要です。

環境負荷の低減に配慮し、自然光、自然通風などの自然エネルギーの有効利用や省エネ、省資源化による生涯費用の低減を図るとともに周辺環境へ配慮した都市景観の形成を目指し、低炭素型のまちづくりを実現させる役割が望まれます。

### (4) まちづくりとの連携

まちづくりの拠点となる庁舎は、周辺施設と連携をとり、コンパクトシティ・プラスネットワークの実現や網走の魅力を感じられる役割が期待されます。

自然豊かな環境や周辺建物との調和を考慮し、景観形成に配慮する必要があります。

### (5) セキュリティの確保

市民の個人情報や行政情報を取り扱う庁舎では、情報漏えいを防ぎ、電子データを守るなどの適切な管理を行う必要があります。そのため、セキュリティ機能を確立するとともに、防犯機能を整備し、来庁者や職員等の安全を確保する必要があります。

## 第3章 新庁舎の基本理念、基本方針について

### 3-1 基本理念

現庁舎の課題や新庁舎の果たすべき役割などの整理をもとに、より充実した市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、新庁舎建設の基本理念を次のように設定します。

## 基本理念

### 3-2 基本方針

基本理念に基づき、より具体化した基本方針として、これまでの検討経緯や市民等の意見を踏まえ以下のとおり設定します。

